

茨城県 家庭的保育者認定研修

子ども家庭福祉／社会的養護
敬愛短期大学 阿部

1

科目：子どもの家庭福祉・社会的養護 (全6時間)

- ▶ 講義内容
- ▶ 科目：子ども家庭福祉
 - ▶ 社会福祉と子どもの生活
 - ▶ 子ども家庭福祉とは何か
 - ▶ 子ども・子育て支援新制度
- ▶ 科目：社会的養護（子どもの安全と環境）
 - ▶ 社会的養護とは何か、社会的養護の仕組み
 - ▶ 社会的養護のニーズ、社会的養護と地域型保育

2

科目：子どもの家庭福祉

▶ 社会福祉と子どもの生活

3

2021年12月末 内閣府

- ▶ 「令和3年度子供の生活状況調査の分析報告書」
内閣府政策統括官（政策調整担当）
- ▶ 「令和2年度 子供の生活状況調査」
 - ▶ 全国の子供（中学2年生）及びその保護者に対し、現在の生活・経済状態、将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態、子供の貧困対策に関連する施策の利用状況、新型コロナウイルス感染症による影響等について把握

4

【貧困の連鎖リスク】

- ▶ 「子どもの貧困問題世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、子供の学習・生活・心理面など様々な面が影響を受け、全体と比べ、特にもっとも収入が低い水準の世帯やひとり親世帯が、親子ともに多くの困難に直面するとともに、収入が中低位の水準の世帯でも多様な課題が生じていました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、そうした世帯での生活の状況がさらに厳しくなっている可能性が」あることが指摘されている。

5

【貧困の連鎖リスク】

- ① 世帯収入や婚姻状況によって、子どもの学習、生活、心理面など様々な面が影響を受けている。
- ② ひとり親世帯が大きな影響を受けている。
- ③ 収入が低い世帯やひとり親世帯が、コロナの影響を受けて、さらに生活状況が悪くなっている。

6

【保護者の生活】

- ▶ 「過去1年間の間にお金が足りなくて、家族が必要とする食材が買えないことがありましたか」
 - ▶ 全体では11.3%があったと回答、
相対的貧困層の世帯 37.7% ひとり親世帯 30.3%
 - ▶ コロナ禍で生活状況が悪化したとことも示された。

7

相対的貧困

- ▶ 相対的貧困・・・日本の場合、2018年の貧困ラインは127万円（1人世帯）。
 - ▶ この金額に世帯人数の平方根をかけると世帯人数ごとの貧困ラインも求められる。
 - ▶ 2人世帯だと約180万円
 - ▶ 3人世帯だと約220万円
 - ▶ 4人世帯だと約254万円
 - ▶ この基準を下回ると、相対的貧困
- ▶ 相対的貧困 17.5%
（世界で7番目、G7の国では最低）

8

【保護者の生活】

- ▶ 支援制度の利用状況について
- ▶ 収入の水準がもっとも低い世帯でも、「就学援助」や「児童扶養手当」の利用割合は5割前後
- ▶ 「生活保護」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」、「母子家庭等就業・自立支援センター」の利用割合は1割未満と低い。

9

【子どもの生活】

- ▶ 収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、相談できる相手に関して、「だれにも相談できない、相談しない」と回答した割合が高い。
- ▶ 子供の心理的な状況に関して、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、「情緒の問題」の割合が高い。

10

【保育の状況】

- ▶ 子供が0～2歳の時に通っていた教育・保育施設等で最も主なもの
 - ▶ 「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が60.7%
 - ▶ 「認可保育所・認定こども園」が31.8%

11

【保育の状況】

- ▶ 等価世帯収入※の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」は52.1%で他の世帯と比べて低く、「認可保育所・認定こども園」は41.3%と高くなっている。世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」では「ふたり親世帯」に比べて、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」の割合が低く、「認可保育所・認定こども園」の割合が高くなっている。

- ▶ ※等価世帯収入

世帯の年間収入を世帯の人数の平方根で割ったもの。

中央値の2分の1未満

12

【保育の状況】

- ▶ 子供が3～5歳の時に通っていた教育・保育施設等
 - ▶ 「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が94.4%、「その他の教育・保育等の施設」が3.5%、「もっぱら親・親族が面倒を見ていた」が1.3%となっている。
 - ▶ 等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が92.5%、「その他の教育・保育等の施設」は5.4%となっている。
 - ▶ 世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」では、「幼稚園・認可保育所・認定こども園」が93.2%、「その他の教育・保育等の施設」は5.9%となっている。

13

【保育の状況】

- ▶ 絵本の読み聞かせについて
- ▶ お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた
 - ▶ 「どちらかといえば、あてはまらない」は16.1%、「あてはまらない」は5.1%
 - ▶ 合わせた割合は21.2%となっている。
 - ▶ 世帯別：「ひとり親世帯」全体では25.0%、「母子世帯」のみでは23.9%

14

子どもの発達

- ▶ 子どもの徳育に関する懇談会 「審議の概要」
(案) 平成21年7月
- ▶ 子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題

15

子どもの発達段階に応じた支援の必要性

- ▶ 子どもの発達は、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、環境との相互作用を通じ、豊かな心情、意欲、態度を身につけ、新たな能力を獲得する過程であるが、**身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達**などの子どもの成長における様々な側面は、相互に関連を有しながら総合的に発達する。
- ▶ 子どもは、身近な人や自然等との関わりの中で、主体的に学び、行動し、様々な知識や技術を習得するとともに、自己の主体性と人への信頼感を形成していく。

16

子どもの発達段階に応じた支援の必要性

- ▶ 子どもはひとりひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、子どもの発達の道筋やその順序性において、共通して見られる特徴がある。子どもは成長するに伴い、視野を広げ、認識力を高め、自己探求や他者との関わりを深めていくが、そのためには、発達段階にふさわしい生活や活動を十分に経験することが重要である。
- ▶ 特に身体感覚を伴う多様な経験を積み重ねていくことが子どもの発達には不可欠であり、これらを通して、子どもの継続性ある望ましい発達が期待される。こうした観点を踏まえつつ、現代の子どもたちをめぐる社会環境も考慮し、子どもの発達やその課題を踏まえた適切な対応と支援を、従来より一層、行っていくことが、重要である。

17

乳幼児期

- ▶ 乳児は、外界への急激な環境の変化に対応し、著しい心身の発達とともに、生活のリズムの形成を始める。特に、視覚、聴覚、嗅覚などの感覚は鋭敏で、泣く、笑うなどの表情の変化や、からだの動き、「あーうー」「ばぶばぶ」といった喃語（なんご）（まだ言葉にならない段階の声）により、自分の欲求を表現する。

18

乳幼児期

- ▶ また、保護者など特定の大人との継続的な関わりにおいて、愛されること、大切にされることで、情緒的な絆（愛着）が深まり情緒が安定し、人への信頼感をはぐくんでいくが、特にスキンシップは大きな役割を果たすと言われている。乳児は、この基本的な信頼感を心の拠りどころとし、徐々に身近な人に働きかけ、歩行の開始などとともに行動範囲を広げていく。

19

乳幼児期

- ▶ 幼児期になるにつれ、身近な人や周囲の物、自然などの環境とかかわりを深め、興味・関心の対象を広げ、認識力や社会性を発達させていくとともに、食事や排泄、睡眠といった基本的な生活習慣を獲得していく。

20

乳幼児期

- ▶ また、子ども同士で遊ぶことなどを通じ、豊かな想像力をはぐくむとともに、自らと違う他者の存在や視点に気づき、相手の気持ちになって考えたり、時には葛藤をおぼえたりする中で、自分の感情や意志を表現しながら、協同的な学びを通じ、十分な自己の発揮と他者の受容を経験していく。こうした体験を通じ、道徳性や社会性の基盤がはぐくまれていく。

21

乳幼児期

- ▶ 現在の我が国における乳幼児期の子育てを取り巻く状況については、様々な課題が指摘されている。例えば、少子化や都市化の影響から、家庭や地域において、子どもが人や自然と直接に触れあう経験が少なくなったり、この時期の子どもにふさわしい生活のリズムが獲得されにくいことなどがあげられる。さらには、家族や地域社会の在り方が変化する中で、不安や悩みを抱える保護者が増加していること、また保護者の養育力の低下や児童虐待の増加なども指摘されている。

22

乳幼児期における子どもの発達において 重視すべき課題

▶ 【愛着の形成】

- ▶ 人に対する基本的信頼感の獲得
- ▶ 基本的な生活習慣の形成
- ▶ 十分な自己の発揮と他者の受容による自己肯定感の獲得
- ▶ 道徳性や社会性の芽生えとなる遊びなどを通じた子ども同士の体験活動の充実

23

科目：子どもの家庭福祉

▶ 子ども家庭福祉とは何か

24

子ども家庭福祉とは何か

- ▶ 児童福祉から子ども家庭福祉へ
- ▶ 1989（平成元）年3月 全国社会福祉協議会児童家庭福祉懇談会『提言 あらたな「児童家庭福祉」の推進を目指して』
- ▶ 児童より、権利行使と主体との意味合いを持つ「子ども」という表現が用いられ、「子ども家庭福祉」と表現されるようになった（柏女霊峰2019『子ども家庭福祉学序説』P12）
 - ▶ 権利の保障と自己実現を重視した「ウェルビーイング」

25

子ども・子育てビジョン（平成22年）

- ▶ 「子ども・子育てビジョン」は、少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）第7条の規定に基づく「大綱」として定められた。

26

子ども・子育てビジョン（平成22年）

1. 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）

- ▶ 「近年、家庭や家族の形態、親の就業の有無や状況、個人のライフスタイルは実に多様化しています。離婚や死別によるひとり親家庭、虐待を受けた子どもたち、障害のある子どもたち、定住外国人の子どもたち、など特別な支援が必要な子どもが増えています。「教育の格差」「子どもの貧困」の問題が懸念されている時代だからこそ、格差や貧困をなくし、その連鎖を防止していく」

2. 「少子化対策」から「子ども・子育て支援」

3. 生活と仕事と子育ての調和

27

子ども・子育てビジョン（平成22年）

- ▶ 3つの大切な姿勢（生命（いのち）と育ちを大切にする、困っている声に応える、生活（くらし）を支える）
- ▶ 子ども手当（現行：児童手当）の創設や高校の実質無償化などにより、すべての子どもの健やかな育ちと教育の機会を確保する。

28

【施策の具体的内容】

- ▶ 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように

29

【施策の具体的内容】

- ▶ 就労希望者の潜在的な保育ニーズに対応し、就労しながら子育てしたい家庭を支えるため、保育所待機児童の解消を図る。
- ▶ 保育所待機児童の解消とりわけ、待機児童の8割を占める3歳未満児の公的保育サービスの利用割合については、平成21年度末には対象児童の24%、潜在的な保育需要を合わせると、平成29年度には44%に達すると見込まれている。このため、女性の就業率が段階的に上昇することを勘案し、平成26年度までに35%の保育サービス提供割合を目指し、潜在需要にも対応した待機児童の解消を図る。
- ▶ その際、保育所の整備に加えて、小中学校の余裕教室や幼稚園等の既存の社会資源の活用、賃貸物件を活用した保育所分園の整備、**家庭的保育の拡充**などを推進し、計画的に公的保育サービスの受入児童数の拡大を図る。

30

多様な保育サービスの提供

- ▶ 働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での共同設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。

31

家庭的保育（保育ママ）の普及促進

- ▶ **家庭的保育（保育ママ）**の担い手の育成や環境整備についての支援を充実し、その普及促進を図る。
- ▶ 教育基本法等に基づき改訂された「幼稚園教育要領」の円滑な実施を図るとともに、教員研修や学校評価等の充実を図る。
- ▶ 幼児教育と保育の質の向上、また「保育所保育指針」及び「保育所における保育の質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育実践の改善・向上、子どもの健康および安全の確保、保育士等の資質・専門性の向上を図ります。

32

幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築

- ▶ 保育制度改革を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築については、**すべての子どもの健やかな育ちを基本に置きつつ、社会全体で費用を負担する仕組みにより財源確保**を図りながら、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月閣議決定）および「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月閣議決定）に基づき検討し、平成23年通常国会までに所要の法案を提出します。その検討にあたっては、地域主権を進める観点から地方が主体的に実施するサービス給付等に係る国と地方の役割分担等の検討を併せて行う。
- ▶ 新たな次世代育成支援のための制度体系の検討等とあわせて、認定こども園制度の在り方など、幼児教育、保育の総合的な提供（**幼保一体化**）の在り方についても検討し、結論を得る。

33

子ども・子育て支援新制度

▶ 2012年 子ども・子育て支援法 第1条

- ▶ 「この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。」

34

子ども・子育て支援新制度

- ▶ 2012年 改正認定子ども園法、改正児童福祉法
- ▶ 2015年4月 子ども・子育て支援新制度 保育所・幼稚園制度の大幅な変更
 - ▶ 消費税増税で得られる新たな財源の投入より保育施策の改善を目指す
 - ▶ 1. 保育の利用に関しては事業者と利用者の直接契約
 - ▶ 2. 保育施設の総合こども園への一本化

35

新子育て安心プラン (2021～2024年度末)

- ▶ 待機児童解消を目指す
- ▶ 「待機児童解消加速化プラン」(2013～2017年度末)
 - ▶ 5年間で50万人
- ▶ 「子育て安心プラン」(2018～2020年度末)
 - ▶ 3年間で32万人
- ▶ 「新子育て安心プラン」(2021～2024年度末)
 - ▶ 14万人の保育の受け皿の整備を目標とする
 - ▶ 2025年の女性(25～44歳)の就業率の政府目標82%に対応

36

利用手続き－保育の必要性の認定

- ▶ 3つの認定（子ども・子育て支援法 19条）
 - ▶ 1号認定 「保育の必要性」がない3歳以上児
 - ▶ 2号認定 満3歳以上児で、「保育の必要性」がある場合
 - ▶ 両親が働いているなどの「保育が必要な事由」に該当
 - ▶ 3号認定 満3歳未満児で、「保育の必要性」がある場合
 - ▶ 両親が働いているなどの「保育が必要な事由」に該当

37

幼児教育・保育の「無償化」

- ▶ 2019年10月 国による幼児教育・保育の「無償化」が実施
 - ▶ すべての子どもに質の高い保育を格差なく平等に保障することを目指す
 - ▶ 幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策・生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児
 - ▶ 教育の重要性を目的として、「新しい経済政策パッケージ」として実施
 - ▶ 3～5歳の保育所等の利用料の無償化等を実施。対象人数は300万人。
 - ▶ 3歳以上児については、すべての子どもの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を「無償化」する。

38

幼児教育・保育の「無償化」

- ▶ 負担額が大きい0～2歳児の保育については、市町村民税非課税世帯のみが対象。
- ▶ 私学助成を受けている私立幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポートセンター事業も対象。（ただし、保育料を各園が自由に設定してるため全学が無償になるわけではない。
- ▶ 1号認定の場合は、利用者負担額の上限2.75万円、2号認定の場合は3.7万までが無償化の対象。
- ▶ 0～2歳児の場合は、市町村民税非課税世帯限定で、4.2万円までの費用が免除される。

39

こども家庭庁

- ▶ こども家庭庁基本法（令和4年4月）「こどもまんなか」に向けて
- ▶ こども家庭庁は、**心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）**が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

40

こども基本法（令和5年4月）

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見 を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達 の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

41

こども大綱（令和5年12月）

- ▶ 少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものである。

42

科目：社会的養護 (子どもの安全と環境)

- ▶ 社会的養護とは何か、社会的養護の仕組み

43

社会的養護とは何か、社会的養護の仕組み

- ▶ 「社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」と「社会全体で子どもを育む」を理念として行われています。」（こども家庭庁HP）
- ▶ 要保護児童数・・・4万2千人（令和6年3月）
- ▶ 社会的養護とは（こども家庭庁）

44

社会的養護の課題と将来像 (平成23年(2011年))

- ▶ 子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められている。
- ▶ **虐待を受けた子ども**など、保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、そのような子どもたちこそ、社会全体で公的責任をもって、保護し、健やかに育んでいく必要がある。

45

社会的養護の理念と機能

- ▶ 社会的養護は、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。
- ▶ 社会的養護は、「子どもの最善の利益のために」という考え方と、「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とし、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、**子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する**。

46

社会的養護の三つの機能

1. 「養育機能」は、家庭での適切な養育を受けられない子どもを養育する機能であり、**社会的養護を必要とするすべての子どもに保障されるべきもの**。
2. 「**心理的ケア等の機能**」は、虐待等の様々な背景の下で、適切な養育が受けられなかったこと等により生じる発達ゆがみや心の傷(心の成長の阻害と心理的不調等)を癒し、回復させ、適切な発達を促す機能。
3. 「**地域支援等の機能**」は、親子関係の再構築等の家庭環境の調整、地域における子どもの養育と保護者への支援、自立支援、**施設退所後の相談支援（アフターケア）**などの機能

47

社会的養護の三つの機能

- ▶ すべての子どもと家庭のための子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、**特に支援の充実**が必要である。また、社会的養護と一般の子育て支援施策は、一連の連続性を持つものであり、密接な連携が必要。

48

子どもの養育における社会的養護

1. 子どもの養育の場としての社会的養護
2. 虐待等からの保護と回復
3. 世代間連鎖を防ぐために
4. ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）のために

49

社会的養護の基本的方向

1. 家庭的養護の推進
 - ▶ 家庭的養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく
2. 専門的ケアの充実
 - ▶ 虐待やDV被害
3. 自立支援の充実
4. 家族支援、地域支援の充実

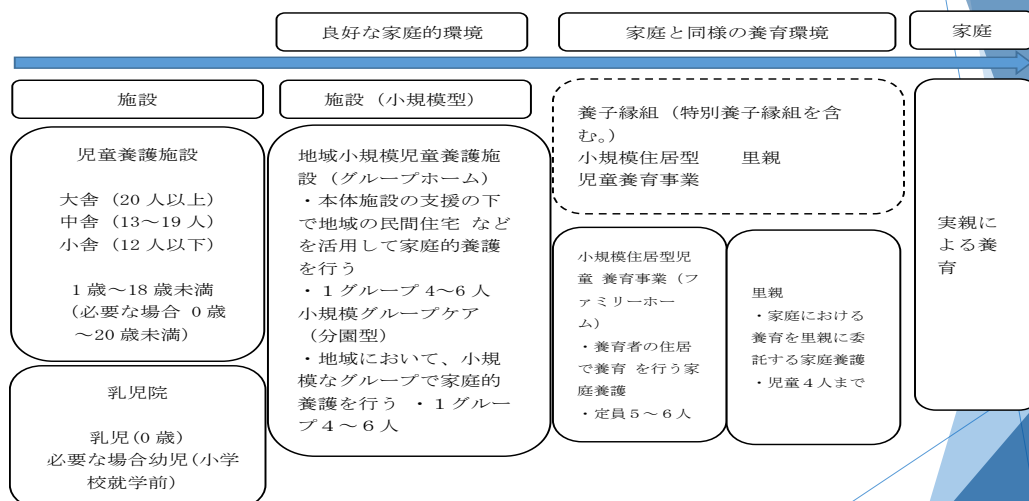
50

【施設での養護、里親（ファミリーホーム）での養護】

▶ 社会的養護の全体像（次の資料）

51

社会的養護の全体像



52

【里親制度】

- ▶ 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- ▶ 里親等委託率は、平成25年度末の15.6%から、令和5年度末には25.1%に上昇
 - ▶ 里親等委託率（令和5年3月末）
里親＋ファミリーホーム／児童養護施設＋乳児院＋里親＋ファミリーホーム
 - ▶ ※茨城県 21.6%（154人）
 - ▶ 乳児院 8.8%（63人） 児童養護施設 69.6%（497人）

53

【里親の種類】

- ▶ 里親は、児童福祉法第6条の4に定義
- ▶ 里親の種類は、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親

54

【養育里親】

- ▶ 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）を養育することを希望し、かつ、省令で定める要件を満たす者であって、都道府県知事が要保護児童を委託する者として適当と認め、養育里親名簿に登録されたものをいう。〔法第6条の4第2項〕
 - ▶ ※養育里親は、専門里親を含むものとして規定されています

55

【専門里親】

- ▶ 省令で定める要件に該当する養育里親であって、①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、②非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童、又は③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたものを養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。

56

【養子縁組里親】

- ▶ 要保護児童を養育することを希望する者であって、養子縁組によって養親となることを希望するもののうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

57

【親族里親】

- ▶ 要保護児童の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）及びその配偶者である親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者のうち、都道府県知事が児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

58

里親認定の要件【養育里親】

1. 要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。
2. 経済的に困窮していないこと（要保護児童の親族である場合を除く。）
3. 都道府県知事が行う養育里親研修を修了していること。
4. 里親本人又はその同居人が次の欠格事由に該当していないこと。
 - ▶ ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。）
 - ▶ イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ▶ ウ 法、児童買春・児童ポルノ禁止法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律）又は政令第35条で定める福祉関係法律の規定により罰金の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ▶ エ 児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

59

【専門里親】

- ▶ 1. 1から4までのすべてに該当すること。
- ▶ 2. 次の要件のいずれかに該当すること
 - ▶ ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有すること。
 - ▶ イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であつて、都道府県知事が適当と認めたものであること。
 - ▶ ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者であること。
- ▶ 3. 専門里親研修を修了していること。
- ▶ 4. 委託児童の養育に専念できること。

60

【養子縁組里親】

1. 養育里親の1、2及び4のすべてに該当すること。
2. 養子縁組によって養親となることを希望する者であること。

61

【親族里親】

1. 養育里親の1及び4に該当すること。
2. 要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。
3. 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者であること。

62

社会的養護の二ーズ、社会的養護と地域型保育

▶ 社会的養護の現状（厚生労働省）

▶ 社会的養育の推進に向けて

（令和7年6月 子ども家庭庁）

63

【要保護児童の数】

- ▶ 保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万2千人（令和6年3月）。
- ▶ 里親
 - ▶ 登録里親 17381世帯
 - ▶ 委託里親 5181世帯
 - ▶ 委託児童数 6406名
 - ▶ ファミリーホーム 487か所（1810人）

64

【要保護児童者の推移】

- ▶ 過去10年の推移
 - ▶ 里親等委託児童数は5629人から8216人（約1.4倍）
 - ▶ 児童養護施設の入所児童数は約1割減
 - ▶ 乳児院が約1%減

65

【虐待を受けた児童の増加】

- ▶ 児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、令和3年度には約19倍に増加
 - ▶ 令和3年 225509件 平成11年 11631件
- ▶ 虐待を受けた経験のある子ども（令和5年）
 - ▶ 里親に委託されている子どものうち約5割
 - ▶ 乳児院に入所している子どものうち約5割
 - ▶ 児童養護施設に入所している子どものうち約7割
- ▶ 児童虐待の防止に関する法律（児童虐待防止法）2000年施行

66

【養護問題発生理由】

- ▶ 児童養護施設（令和4年度）
 - ▶ 母の放任、怠惰 16.4%
 - ▶ 母の虐待、酷使 15.0%
 - ▶ 母の精神疾患等 14.5%
- ▶ 児童相談所での虐待の相談件数 22509件（令和7年3月）
 - ▶ 身体的虐待 22.9%
 - ▶ ネグレクト 16.2%
 - ▶ 性的虐待 1.1%
 - ▶ 心理的虐待 59.8%
 - ▶ 令和5年度 相談対応件数225509件のうち、一時保護が30814件、4524件が施設入所などの社会的養護対応
 - ▶ 児童養護施設2129件、乳児院704件 里親854件 その他施設837件

67

【社会的養護の基盤】

- ▶ 家庭と同様の環境における養育の推進（平成28年公布）
 - ▶ 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。

68

【家庭養育優先原則に基づく取組等の推進】

- ◆ 1. 包括的な里親養育支援体制の構築
- ◆ 2. 特別養子縁組の推進
- ◆ 3. 施設の小規模かつ地域分散化の推進
- ◆ 4. 施設における地域支援の取組の強化
- ◆ 5. 自立支援の充実

69

【里親委託の役割】

- ▶ 里親委託は社会的養護では里親委託を優先。

70

【里親によって期待される効果】

- ▶ 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
- ▶ 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
- ▶ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- ▶ 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- ▶ 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。
- ▶ 日本の社会的養護（令和5年度）
 - ▶ 欧米諸国では概ね半数以上が里親委託であるのに対して、日本では里親等への委託率が25.1%。施設養護が7割と多くを占めている。

71

地域型保育事業について

- ▶ 2015年度の「子ども・子育て新制度」で始まった事業
- ▶ 保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0から2歳の子どもを保育する事業
- ▶ 利用時間
 - ▶ 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施
- ▶ 利用できる保護者
 - ▶ 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者
- ▶ 令和6年時点 設置数 7516か所 定員118852人
 利用人数 97245人

72

【小規模保育事業】

- ▶ 少人数（定員6から19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う
- ▶ 事業主体 市町村、民間事業者等
- ▶ 保育実施場所等 保育者の居宅、その他の場所、施設
- ▶ 認可定員 6～19人

73

【家庭的保育事業（保育ママ）】

- ▶ 家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う
- ▶ 事業主体 市町村、民間事業者等 保育実施場所等
- ▶ 保育者の居宅、その他の場所、施設
- ▶ 認可定員 1～5人

74

【事業所内保育事業】

- ▶ 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育をする
- ▶ 事業主体 事業主等
- ▶ 保育実施場所等
 - ▶ 事業所の従業員の子ども＋地域の保育を必要とする子ども（地域枠）

75

【居宅訪問型保育事業】

- ▶ 障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行う
- ▶ 事業主体 市町村、民間事業者等
- ▶ 保育実施場所等 保育を必要とする子どもの居宅

76

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成26年)

- ▶ 家庭的保育事業
- ▶ (保育の内容)
 - ▶ 第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

77

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

- ▶ (保育の内容) 第5章 保育所
 - ▶ 第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

78

保育所保育指針

▶ 【養護と教育の一体性】

- ▶ 「多様化する保育ニーズに応じた保育や、特別なニーズを有する家庭への支援、児童虐待の発生予防及び発生時の迅速かつ的確な対応など、保育所の担う子育て支援の役割は、より重要性を増している。」

79

【虐待の通告義務】

- ▶ 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。
- ▶ ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条にある通告義務は、守秘義務より優先されることに留意しなければならない。

80

【記録の重要性】

- ▶ 日々の心身の健康状態の確認や継続的な把握及びその記録は、不適切な養育の早期発見につながったり、児童虐待への対応における根拠資料となったりすることがあり、子どもの人権を守る視点からも重要である。
- ▶ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

81

【虐待対策の必要性】

- ▶ 保育所では、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等の把握に加え、送迎の機会等を通じて保護者の状況などの把握ができる。そのため保護者からの相談を受け、支援を行うことが可能である。そうした取組は虐待の発生予防、早期発見、早期対応にもつながる。

82

【虐待対策の必要性】

- ▶ 虐待等の早期発見に関しては、子どもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが必要である。それらを通して気付いた事実を記録に残すことが、その後の適切な対応へとつながることもある。

83

子どもの身体の状態を 把握するための視点としては

- ▶ 低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良
- ▶ 不自然な傷やあざ、骨折、火傷、虫歯の多さ、または急な増加等

84

子どもの情緒面や行動の状態を 把握するための視点としては

- ▶ おびえた表情
- ▶ 表情の乏しさ
- ▶ 笑顔や笑いの少なさ
- ▶ 極端な落ち着きのなさ
- ▶ 激しい癇癢（かんしゃく）
- ▶ 泣きやすさ
- ▶ 言葉の少なさ
- ▶ 多動
- ▶ 不活発
- ▶ 攻撃的行動
- ▶ 衣類の着脱を嫌う様子
- ▶ 食欲不振
- ▶ 極端な偏食、拒食・過食等

85

子どもの養育状態を把握するための 視点としては

- ▶ 不潔な服装や体で登所する
- ▶ 不十分な歯磨きしかされていない
- ▶ 予防接種や医療を受けていない状態等

86

保護者や家族の状態を 把握するための視点としては

- ▶ 子どものことを話したがらない様子や子どもの心身について説明しようとしないう態度が見られる
- ▶ 子どもに対する拒否的態度、過度に厳しいしつけ、叱ることが多いこと
- ▶ 理由のない欠席や早退、不規則な登所時刻等があげられる。

87

【虐待等が疑われる場合や気になるケースを発見した時の対応】

- ▶ 保育所では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために養育を特に支援する必要があると思われる場合に、速やかに市町村等の関係機関と連携を図ることが必要である。特に、保護者による児童虐待のケースについては、まずは児童相談所及び市町村へ通告することが重要である。
- ▶ その後、支援の方針や具体的な支援の内容などを協議し、関係機関と連携することが必要になる。

88

【虐待の通告義務】

- ▶ 児童虐待防止法では、第6条において、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」としている。
- ▶ そして、この場合、同法第6条第3項において、「刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には該当しないことを明記している。

89

茨城県

- ▶ お住まいの市町村を担当する児童相談所、またはお住まいの市町村の児童担当課に連絡
- ▶ 相談された方の秘密は守られる
- ▶ 調査の結果虐待でないことが分かって、そのことで責任を問われることはない
- ▶ 子どもの生命に危険がある、目の前で暴行を受けているなど緊急の場合は警察（110番）に連絡

90

茨城県の児童相談所

▶ 中央児童相談所

- ▶ 【担当地域】水戸市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村、久慈郡大子町

- ▶ 所在地：水戸市水府町864-16 電話番号：029-221-4150

▶ 日立児童相談所

- ▶ 【担当地域】日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市

- ▶ 所在地：日立市弁天町3-4-7 電話番号：0294-22-0294

▶ 鉾田児童相談所

- ▶ 【担当地域】鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

- ▶ 所在地：鉾田市鉾田1367-3（県鉾田合同庁舎内）

電話番号：0291-33-4119

91

茨城県の児童相談所

▶ 土浦児童相談所

- ▶ 【担当地域】土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

- ▶ 所在地：土浦市下高津3-14-5 電話番号：0298-21-4595

▶ 筑西児童相談所

- ▶ 【担当地域】古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、猿島郡境町

- ▶ 所在地：筑西市二木成615（筑西合同庁舎分庁舎）

電話番号：0296-24-1614

92